

特例財団法人から公益財団法人への名称変更による設立

※ 名称変更による設立の登記と解散の登記の申請は、同時に行ってください。

特例財団法人の名称変更による公益財団法人設立登記申請書

1. 名 称 公益財団法人〇〇会
1. 主たる事務所 福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号
(注) 特例財団法人の主たる事務所と同一である必要があります。
1. 登記の事由 名称変更による設立
1. 認定書到達の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(注) 行政庁から移行認定を受けた認定書が到達した日を記載します。
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり
(注) 登記すべき事項を記録した磁気ディスク(CD-R, FD)を提出してください。
1. 添付書類
- | | |
|---|-----|
| 移行認定書謄本 | 1 通 |
| (注) 認定書だけではなく、認定書の別紙(2枚目以降)も必要となります。 | |
| 定款 | 1 通 |
| (注) 公証人の認証は不要です。定款の末尾には、「平成〇〇年〇月〇日 当法人の定款に相違ない。公益財団法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇◎」と記載してください。 | |
| 定款の変更があったことを証する書面 | 1 通 |
| (注) 定款に記載された定款の変更方法に従って定款を変更したことを証する書面を添付します。
監事を置くこととしていた特例財団法人が設立時に新たに就任する監事を選任せず、従前の監事そのまま公益財団法人の監事となる場合には、当該監事を選任したことを証する書面も添付する必要があります。 | |

受付番号票貼付欄

※ この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けてください。

評議員の選任を証する書面 1通

最初の評議員の選任方法について認可を受けたことを証する書面
1通

(注) 最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところにより選任する必要があり、その認可書及び当該定めにより最初の評議員を選任したことを証する書面を添付します。

評議員、理事、監事、代表理事及び会計監査人の就任承諾書 ○通

(注) 設立時に新たに就任する役員等がいる場合に必要となります。

監事を置くこととしていた特例財団法人が設立時に新たに就任する監事を選任せず、従前の監事そのまま公益財団法人の監事となる場合には、当該監事の就任承諾書も添付する必要があります(会議の席上で被選任者が就任を承諾していた場合には、当該会議の議事録の記載を援用することができます。)

会計監査人の登記事項証明書又は会計監査人が公認会計士であることを証する書面
1通

(注) 会計監査人を設置した場合に必要となります。

会計監査人が法人である場合には当該法人の登記事項証明書を、会計監査人が法人でない場合にはその者が公認会計士であることを証明する書面をそれぞれ添付します。

印鑑証明書 ○通

(注) 設立時に新たに就任する代表理事がいる場合には、

- ① 代表理事が就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長が作成した印鑑証明書
- ② 代表理事の選定をした議事録に押印した印鑑につき市区町村長が作成した印鑑証明書を添付します(ただし、登記所に印鑑を提出している理事が当該議事録に当該印鑑を押印している場合には、不要となります。)

委任状 1通

(注) 代理人に申請を委任した場合のみ必要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 公益財団法人の主たる事務所を記載します。

申請人 公益財団法人〇〇会 ※ 公益財団法人の名称を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 代表理事の住所を記載します。

代表理事 〇〇 〇〇 印

代表理事の印鑑については、「印鑑届書」によって登記所に提出した印鑑を押印してください。この印鑑届書には、市区町村長の作成した3か月以内の印鑑証明書を添付することが必要です（申請書に添付した印鑑証明書を援用することもできます。）。なお、印鑑届書の用紙は、お近くの登記所でお渡ししており（無料）、また、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>）からダウンロードしていただくことも可能です。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 代理人の住所を記載します。

上記代理人 〇〇 〇〇 印 ← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合には、代表理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島地方法務局 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例 (注1)

「名称」公益財団法人〇〇会

「主たる事務所」福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「法人の公告方法」電子公告により行う。

<http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html> (注2)

当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

「法人成立の年月日」昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (注3)

「目的等」

目的

当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明
- 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

「役員に関する事項」

「資格」評議員 (注4)

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」評議員

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」評議員

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」理事 (注5)

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」 代表理事

「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」 監事

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○○年○○月○○日就任 (注6)

「役員等の法人に対する責任の免除に関する規定」

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

「役員に関する事項」

「資格」 会計監査人 (注7)

「氏名」 ○○○○

「会計監査人設置法人に関する事項」

会計監査人設置法人

「登記記録に関する事項」

平成〇〇年〇月〇日財団法人〇〇会を名称変更し、移行したことにより設立（注8）

- (注) 1 詳しい磁気ディスクの作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。
- 2 全て全角文字で記載してください。
- 3 特例財団法人の法人成立の年月日を記載してください。
- 4 名称変更前から就任している評議員については、特例財団法人の登記記録に記録されている就任（又は重任）年月日を可能な限り記載願います。なお、記載されていない場合にも、職権で記載されます。
- 5 名称変更前から就任している理事については、特例財団法人の登記記録に記録されている就任（又は重任）年月日を可能な限り記載願います。なお、記載されていない場合にも、職権で記載されます。
- 6 名称変更前から就任している監事が新たに監事として選任されることなく、引き続き公益財団法人の監事に就任する場合には、当該監事の就任年月日も登記すべき事項として記録する必要があります。
- 7 名称変更前から就任している会計監査人については、特例財団法人の登記記録に記録されている就任（又は重任）年月日を可能な限り記載願います。なお、記載されていない場合にも、職権で記載されます。
- 8 名称変更の年月日は、登記の申請日であることから、郵送申請等で不明な場合には、記載を省略して差し支えありません。

定款の例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

公益財団法人〇〇会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県〇市に置く。

(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画(市、区、町、村)まででも構いません。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇に関する事業を行い、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 〇〇に関する調査及び研究
- 二 〇〇に関する広報活動
- 三 〇〇に関する意見の表明
- 四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(注) 目的を登記するときは、4ページの「目的等」の入力例のとおりとなります。

なお、第4条第2項の規定を登記することはできません。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1及び別表2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を

処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するのとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

七 キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事

務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 会計監査報告
- 三 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 四 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 五 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - 二 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - 三 第1号又は第2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 一 当該候補者の経歴
 - 二 当該候補者を候補者とした理由
 - 三 当該候補者との法人及び役員等（理事，監事及び評議員）との関係
 - 四 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は，委員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。ただし，外部委員の1名以上が出席し，かつ，外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は，前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて，補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には，評議員選定委員会は，次の事項も併せて決定しなければならない。
- 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは，その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては，当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは，当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は，当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで，その効力を有する。
(任期)
- 第12条 評議員の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は，第10条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員に対する報酬)
- 第13条 評議員に対して，各年度の総額が〇〇〇〇円を超えない範囲で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，報酬として支給す

ることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、〇月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準

三 定款の変更

四 基本財産の処分又は除外の承認

五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 ○○名以上○○名以内
 - 二 監事 ○○名以内
- 2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属説明書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によっ

て解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(注) 公益財団法人の定款記載事項のうち、目的並びに評議員の選任及び解任の方法については、評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めがない限り、裁判所の許可を得ないで変更することはできません。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が

消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇、会計監査人は〇〇〇〇とする。
（注）設立時に新たに就任する代表理事及び会計監査人は、定款の附則に定める方法により選任する必要があります。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇

（注）最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定める方法により選任することとなりますが、これによって選任された最初の評議員については、選任された者を明確にする観点から、氏名を定款の変更の案に記載することも有用な取扱いと考えられます。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
建物	〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 4階建
投資有価証券	〇〇株式 〇〇株

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
美術品	絵画 〇点 〇〇年〇〇月以降取得

理事の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の理事に就任することを承諾します

記

就任日：公益財団法人に移行登記をした日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

最初の評議員の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、公益財団法人〇〇会の最初の評議委員を選出する委員会において評議員に選定され、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の評議員に就任することを承諾します

記

選任予定日：平成〇〇年〇月〇〇日（最初の評議員選定委員会）

就 任 日：公益財団法人に移行登記をした日

任 期：就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する
定時評議員会の終結の時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

代表理事の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の代表理事に就任することを承諾します

記

就任日：公益財団法人に移行登記をした日

任 期：就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

※ 代表理事の就任承諾書には、実印（市区町村長の作成した印鑑証明書の印）を押印してください。

監事の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の監事に就任することを承諾します

記

就任日：公益財団法人に移行登記をした日

任 期：就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

理事の辞任届の例

辞 任 届

私は、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、財団法人〇〇会の理事を辞任いたします。

記

辞任日：公益財団法人に移行登記をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

監事の辞任届の例

辞 任 届

私は、財団法人〇〇会が公益財団法人への移行登記を行った際には、財団法人〇〇会の監事を辞任いたします。

記

辞任日：公益財団法人に移行登記をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

財団法人〇〇会 御中

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号

○○ ○○

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

1. 当法人の名称の変更による設立の登記の申請をする一切の件
1. 認定書の到達年月日は、平成○○年○○月○○日である。
1. 公告をする方法として登記するURLは、次のとおりとする。

電子公告を行うURL `http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukouku/index.html`

1. 原本還付の請求及び受領の件

※ 原本還付を請求する場合に記載します。

平成○○年○○月○○日

福島県○市○町○丁目○番○号

公益財団法人○○会

代表理事 ○○ ○○ 印

※ 代表理事が登記所に提出する印鑑を押印してください。

名称変更による特例財団法人の解散

特例財団法人の名称の変更による解散登記申請書

1. 名 称 財団法人〇〇会
(注) 旧名称を記載してください。
1. 主たる事務所 福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 名称変更による解散
1. 登記すべき事項 平成〇〇年〇月〇日福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号公益財団法人〇〇会に名称変更し、移行したことにより解散
(注) 名称変更の日は、登記申請日であることから、郵送申請等で不明な場合には、記載を省略して差し支えありません。

(注) 名称変更による解散の登記の申請書には、添付書類は不要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受付番号票貼付欄

※ この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けてください。

福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 公益財団法人の主たる事務所を記載します。

申請人 公益財団法人〇〇会 ※ 公益財団法人の名称を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 代表理事の住所を記載します。

代表理事 〇〇 〇〇 (印) ← 登記所に提出した印鑑を押印してください。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 代理人の住所を記載します。

上記代理人 〇〇 〇〇 (印) ← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合には、代表理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島地方法務局 御中